

「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正(案)に対する意見

NO	該当記載	意見等
1	IV-1-18(1)①	本制度の導入後、事業方法書に「商品認可申請をしないで特約を新設し、又は変更することができる」旨の記載をした保険商品においても、従来と同様に、既に認可を取得した又は届出を行った特約を付帯して、非幹事契約の引受けを行うことは可能である、という理解でよいか。
2	IV-1-18(1)②	「非幹事契約について、当該非幹事契約と同種の保険種類の認可を受け、又は届出を行っており」とあるが、たとえば「自動車保険」といった「同種の保険種類の認可を」受けていることが求められているという理解でよいか。
3	IV-1-18(1)②	収益管理を行う体制について、監督指針Ⅱ-2-5-2(10)⑥にあるとおり、非幹事を含めて保険種類別などの適切な単位ごとに、収支分析や保険料及び責任準備金の計算基礎率の妥当性の検証を実施することが必要という理解でよいか。
4	IV-1-18(1)②	引受審査を行う体制とは、非幹事契約を非幹事会社として引き受ける場合も、適切なアンダーライティングを講じていけばよいという理解でよいか。
5	IV-1-18(1)②	「幹事会社に代わって非幹事契約の保険金支払いを行うことができる体制を整備しているか」とあるが、これは本規定に基づき引受を行う契約の幹事会社の破綻等の有事に備えて適用される規定という理解でよいか。
6	IV-1-18(1)③	<p>新設又は変更した特約を非幹事契約以外の保険契約に付帯することを防止するため、例えば以下のような対応を行うことでよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該特約の付帯可否を社内規定で明確化し、営業部門による遵守状況を社内他部門が検証する ・当該特約の取扱いが可能な部署を営業部門以外(例えば商品部門)に限定する ・当該特約の特約名称や特約を記載した文書のタイトル等で峻別する 等
7	IV-1-18(1)④イ	本規定に基づいて幹事会社と同一の非幹事契約を引き受けるに際しては、幹事会社と補償内容が同一であれば、必ずしも約款文言・構成等が同一である必要はないという理解でよいか。
8	IV-1-18(1)⑤	<p><非幹事簡素化の範囲確認></p> <p>非幹事簡素化の対象となる商品について、例えば医療保険などの保険期間が長期または終身となる保険については、合理的な料率算出など同一内容の商品設計が可能であるほか、ストレステスト、負債十分性テストなどによる責任準備金の十分性の評価が対応できなければ、本規定に基づいて非幹事契約を引き受けることができないという理解でよいか。</p>
9	IV-1-18(1)⑤	新設又は変更した特約の保険料を算出するにあたり、IV-1-18(1)⑤の規定に基づいて、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的ではないものであることを非幹事会社が自ら検証できるようにするため、例えば、本制度に基づき新設または変更する特約の保険料の算出根拠を検証する方法を社内規定等に定める、当該特約の保険料の算出根拠を記録することを社内規定等で定める、などの対応を行うことでよいか。
10	IV-1-18(1)⑤	本文なお書きにおいて、「ウ. により保険料の調整を行う場合であっても、ア. 及びイ. に該当する必要がある」とあるが、従来の共同保険非幹事商品の認可申請の考え方と同様に、自社の算出方法書に記載された保険料率と整合した算出基礎に基づく自社の保険料率と異なるリスク区分を設定することは、イ. に定める「基準となる保険料率を変更するものでない」に該当すると考えてよいか。
11	IV-1-18(1)⑤	疾病リスクを補償する商品を団体契約として募集している実態にあるが、本制度に基づいてこれらの商品の特約を新設又は変更した場合に、危険度の状況等に基づき合理的に算出した保険料を適用して非幹事契約を引き受ける際には、当該契約に適用される全ての料率区分において幹事会社と保険料が同一となる必要があるという理解でよいか。